保護犬の人馴れ訓練プロジェクト実施規約

（目的）

第１　このプロジェクトは保健所に保護された野良犬等の譲渡困難な犬について岡山市か指定した訓練士（以下、指定訓練士）の指導の下、必要な訓練を行い、譲渡に適した状態にすることで、社会復帰の機会を与えることを目的とする。

（実施主体及び事務局）

第２　このプロジェクトの実施主体は岡山市とし、保健所衛生課動物衛生係に事務局を置く。

（適用範囲）

第３　本規約はこのプロジェクトに関わるボランティア、指定訓練士、岡山市が収容犬を収容している施設（飼育委託施設を含む）を管理する施設管理者（以下、施設管理者）及び本プロジェクトに関わる全ての者に適用する。

（訓練対象とする犬）

第４　訓練を行う対象は保健所に収容された犬とする。前述の規定に関わらず、岡山市が必要と認めた場合は訓練を行うことが出来る。

（訓練会場）

第５　訓練は岡山市が指定した会場において実施するものとする。指定場所以外で実施する場合は、岡山市、指定訓練士及び施設管理者の指示を仰ぎ、了解を得て実施すること。

（ボランティア申込）

第６　ボランティアとしてプロジェクトに参加しようとする者は参加申込書及び誓約書を提出し、岡山市の承認を得なければならない。

（訓練時の遵守事項）

第７　訓練の実施に際しては、別途定める「訓練時の遵守事項について」を遵守しなければならない。

（会場等管理の遵守事項）

第８　会場及びその周辺施設を利用するにあたっては、別途定める「会場等管理に関する遵守事項について」を遵守しなければならない。

（訓練の中止等）

第９　岡山市、指定訓練士及び施設管理者から、訓練の中止及び退場を求められた場合は速やかに従わなくてはならない。

（その他）

第10　この規約に記載のない事項については、必要に応じて岡山市、指定訓練士及び施設管理者が協議して定めるものとする。

この規約は、令和２年７月７日から施行する。

令和３年４月１日付け、本規約の一部を改訂する。

令和５年　月　日付け、本規約の一部を改訂する。

訓練時の遵守事項について

・訓練は原則２名以上で行うこととし、同時に１人２頭以上を扱わないこと。

・訓練を行うボランティアは、入退場時に施設を管理する施設管理者に申し出るとともに指定の様式（電子的媒体を含む）に必要事項（氏名、時間、訓練内容、引継ぎ事項等）を記録すること。

・訓練は岡山市が指定した訓練士（以下、指定訓練士）の指示の下、実施することとし、会場内にて指示以外の訓練を行わないこと。

・訓練は指定訓練士が選別した犬に対して実施すること。また、訓練前に対象犬の健康状態を確認し、異常を認めた場合（嘔吐、下痢、沈鬱等）は施設管理者に報告し、指示を受けること。

・犬舎内の犬を訓練会場へ移動させる際は、犬舎各個室内で首輪、リードを必ず装着してから、犬舎通路、会場へと移動する。犬の逃亡を避けるため、犬舎各個室、通路及び訓練会場への出入り後に通過するドアは速やかに閉めること。

・訓練会場内ではリードをしっかりと保持または専用の固定具に固定すること。

・訓練中は常に犬から目を離さず、危険を及ぼす可能性があると判断した場合は訓練を中断すること。

・許可されていない犬用おもちゃ、おやつ、エサ等を訓練に使用しないこと。

・持参した手荷物等の管理は各自で責任を持つこと。

・訓練に参加するボランティアは、犬の訓練を効率よく進めるために互いの連携が必要であることを認識して、積極的に情報交換を行うこと。また互いを尊重し、協力して事業の推進を図ること。

会場等管理に関する遵守事項について

・登録証を保有していない者または許可を得ていない者は犬舎、訓練会場に立ち入らないこと。

・許可を受けていない犬を犬舎、訓練会場に持ち込まないこと。

・訓練のために会場に入場できる人数は６名までとし、訓練する犬は人数と同数までとする。

・訓練終了後退場の際には、会場及びその周辺の清掃を行うこと。また、糞・尿等による汚れがあった場合は、糞は指定の容器に入れ、尿は水で流すこと。

・設備に破損があった場合は、速やかに施設管理者に報告し、修復に努めること。

・人口芝を傷めないため、スニーカー等の靴底の平たい履物を着用すること（ハイヒール等の底の先が細い靴では入場できません。）。

・岡山市が指定した訓練士及び施設管理者から許可を受けていない犬用おもちゃ、おやつ、エサ等の訓練に必要のないものは場内に持ち込まないこと。

・施設管理者から施設利用上の注意や指示があった場合は、必ずこれに従うこと。